

県外の福祉施設等に入所し、かつ住所を当該施設等所在地に移す場合などに必要な届書です。他県の入所施設等に住所を移しても、岡山県の後期高齢者制度に継続して加入することになります。

なお、住所地特例適用届出後に、住所変更、世帯主変更、死亡等の住民基本台帳の異動があった場合は、再度届出が必要となります。

後期高齢者医療 住所地特例 適用（変更・終了）届書

記入例

※太枠の中をご記入ください

被保険者	被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7	異動年月日	適用 変更・終了
	個人番号	XXXXXXXXXXXX		令和 2 年 4 月 1 日
	フリガナ	コウイキ ハナコ	昭和 9 年 5 月 1 日	
	氏名	広域花子		
	世帯主との続柄(異動後)	本人	異動後(施設入所後)の世帯構成による続柄を記入してください。	
異動後情報	世帯主フリガナ	コウイキ ハナコ	個人番号	XXXXXXXXXXXX
	世帯主氏名	広域花子		1 日
	現住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 香川県〇〇市〇〇町××番地 (居宅・施設)		
	施設等名称	△△△養護老人ホーム	入所年月日	令和 2 年 4 月 1 日
異動前情報	従前の住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町××番地 (居宅・施設)		
	施設等名称		退所年月日	令和 年 月 日
岡山県後期高齢者医療広域連合長 様				
令和 3 年 4 月 1 日				
上記のとおり、届出します。				
届出者の人が記入してください。				
届出者		住所	香川県〇〇市〇〇〇町×××	
被保険者との続柄(子)		氏名	広域 一郎	
		連絡先電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

※担当者確認欄

受付	入力	広域確認